

渉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する行政評価・監視—外国人の婚姻届を中心として— の結果に基づく勧告に対する改善措置状況(1回目のフォローアップ)の概要

【勧告先】法務省【勧告日】令和4年1月28日【回答日】令和4年7月28日（改善状況は令和4年7月25日現在）

目的

市区町村における外国人の婚姻届の受理状況、管轄法務局への受理照会の状況等を調査し、日本人と外国人又は外国人同士の戸籍事務（渉外戸籍）に係る課題を整理（市区町村の戸籍事務は、第一号法定受託事務）

ポイント

【勧告】

◇ 法務省に対し、情報の共有等が不十分な実態を改善するため、

- ① 全国の市区町村・法務局との情報共有のルール構築
- ② 全国の市区町村・法務局・法務省で速やかに情報共有が可能なシステムの構築
- ③ 全国の法務局との連携を図り、マニュアル等を市区町村に共有など4事項を勧告

【法務省の講じた主な改善措置状況】

◇ この勧告を踏まえ、法務省は、

- ① 情報共有のルールを定め、市区町村等からの定期報告やシステムの活用による情報共有を開始
- ② 全国の市区町村・法務局・法務省で情報共有が可能なシステムを構築し、運用を開始
- ③ 全国の法務局にマニュアルの提出を依頼、収集し、内容を整理しシステムに掲載などを実施し、勧告した事項については、現時点で必要な改善措置が講じられている。

- ・ 法務省の取組については、引き続き改善措置状況を把握予定
- ・ 詳細については次ページ以降のとおり



I 情報共有のルール・システムの構築

勧告（主な調査結果）

- 市区町村・法務局・法務省が
 - i) 婚姻要件に係る外国の法制
 - ii) 外国官憲発給の証明書の真正性（様式、発行機関等）に関する新たな情報を入手した際の情報を共有するためのルールを構築すること。
- 市区町村から照会の多い事例について、全国統一的な処理方針を発出するほか、市区町村の事務処理や法務局の指示が異なる事例について統一的な見解を示すこと。
- 全国の市区町村・法務局・法務省で速やかに情報共有が可能なシステムを構築し、ほかの市区町村において届出された類似事例に係る対応状況や駐日外国公館からの回答事項を参照できる環境を整備すること。その構築に当たっては、実際に使用する市区町村の要望を踏まえること。

<主な調査結果>

- ✓ 市区町村・法務局・法務省での情報共有のルール・システムがないため、入手した情報が各組織内にとどまっている事例や、駐日外国公館に対し、複数の市区町村から同様の問合せを行っている事例がみられた。
- ✓ 法務省から統一的な見解が示されていないため、同一国に係る事務処理が市区町村により異なる状況や、法務局・法務省での情報共有が不十分であるため、同一国に係る市区町村の照会に関し、同一法務局管内での指示が異なる状況がみられた。
- ✓ 法務省から国別の婚姻要件や必要書類一覧が提供されていないため、婚姻に関する相談者や届出人に速やかな対応ができていない事例がみられた。

主な改善措置状況

勧告を踏まえ、法務省は、以下の措置を実施

- 情報共有のルールを定めた事務連絡を発出
 - ✓ 左記 i) 及び ii) に関する新たな情報を把握した際の定期報告や新たに構築したシステム（下記参照）による情報共有のルールを構築、周知した。
 - ✓ 婚姻の届出事件数の多い法務局等から収集した左記 i) 及び ii) に関する情報を、初版としてシステムに掲載し、その後、構築したルールにのっとり、情報共有を開始した。
- 照会の多かった事例や、事務処理・指示が異なる事例について、統一的な見解を周知
 - ✓ 近年の法改正の内容が明確でなかったネパール国の婚姻規定について、取扱いの変更点を周知した。
 - ✓ 市区町村の事務処理や法務局の指示が異なっていたペルー人の婚姻届の事務処理手順について、統一的な見解を周知した。
- 情報共有可能なシステムを構築（別紙1及び2参照）
 - ✓ 全国の市区町村・法務局・法務省で情報共有が可能なシステムを構築し、運用を開始した（当面の間、法務省のみ書き込み可能で、市区町村・法務局は閲覧のみ）。
 - ✓ 市区町村における審査の参考に資する通知、事務連絡等の洗い出しを行い、整理を終えた案件からシステムへの掲載を始めており、今後も順次掲載予定である。
 - ✓ 運用1年後をめどに、課題の洗い出しを行い、複数の市区町村において届出された類似事件に係る対応状況等について、共有することが相当であるものを参照できる環境を整備する。
 - ✓ 課題の洗い出しの際には、幅広く市区町村から要望を確認し、可能な対応を行う。

II 全国の法務局との連携

勧告（主な調査結果）

- 現在一部の市区町村・法務局で作成、活用されている国ごとの婚姻要件や必要な添付書類などを示したマニュアル等を収集し、分類整理した上で、定期的に全国の市区町村に共有すること。

<主な調査結果>

- ✓ 一部の市区町村・法務局では、涉外戸籍に関するマニュアル等を独自に作成しているが、当該マニュアル等を作成した市区町村・法務局の管内でとどまっていた。
- ✓ マニュアルには、国ごとに婚姻要件や必要な添付書類などが示されており、市区町村からは、特異なケースを除いて、適切に対応できているとの報告がある一方、市区町村単位でマニュアルを作成するには負担が大きいとす市区町村もみられた。

主な改善措置状況

- 勧告を踏まえ、法務省は、以下の措置を実施
- マニュアルを収集・整理し、市区町村に共有
 - ✓ 全国の法務局に対しマニュアルの提出を依頼し、8法務局から国ごとに整理されたマニュアルを収集した。
 - ✓ 最も網羅的・汎用的な観点で整理されていた法務局のマニュアルを採用し、一部補完的にほかの法務局のマニュアルを参考として38か国分の取りまとめを行い、システムに掲載した。
 - ✓ 今後、少なくとも年に1回程度更新し、市区町村に共有する。

（参考）制度・取組の概要

（外国人に係る婚姻届に関する市区町村における標準的な事務処理）

- ◇ 日本で婚姻する場合、外国人が市区町村の窓口へ婚姻届を提出する。
- ◇ 市区町村の窓口は婚姻届と添付書類を一旦預かり（受領）、審査した上で、受理又は不受理の決定を行う。
- ◇ 市区町村では審査の過程で疑義があれば、法務局や駐日外国公館に照会を行う。

【外国人に係る婚姻における審査の流れ】

- ① 準拠法の決定（大半の国は、本人の本国法を適用）
- ② 婚姻要件の審査（原則、婚姻要件具備証明書にて審査。その提出がない場合は、婚姻要件を確認する個別の書類（年齢、独身性等）で審査）
- ③ 添付書類の真正性の確認

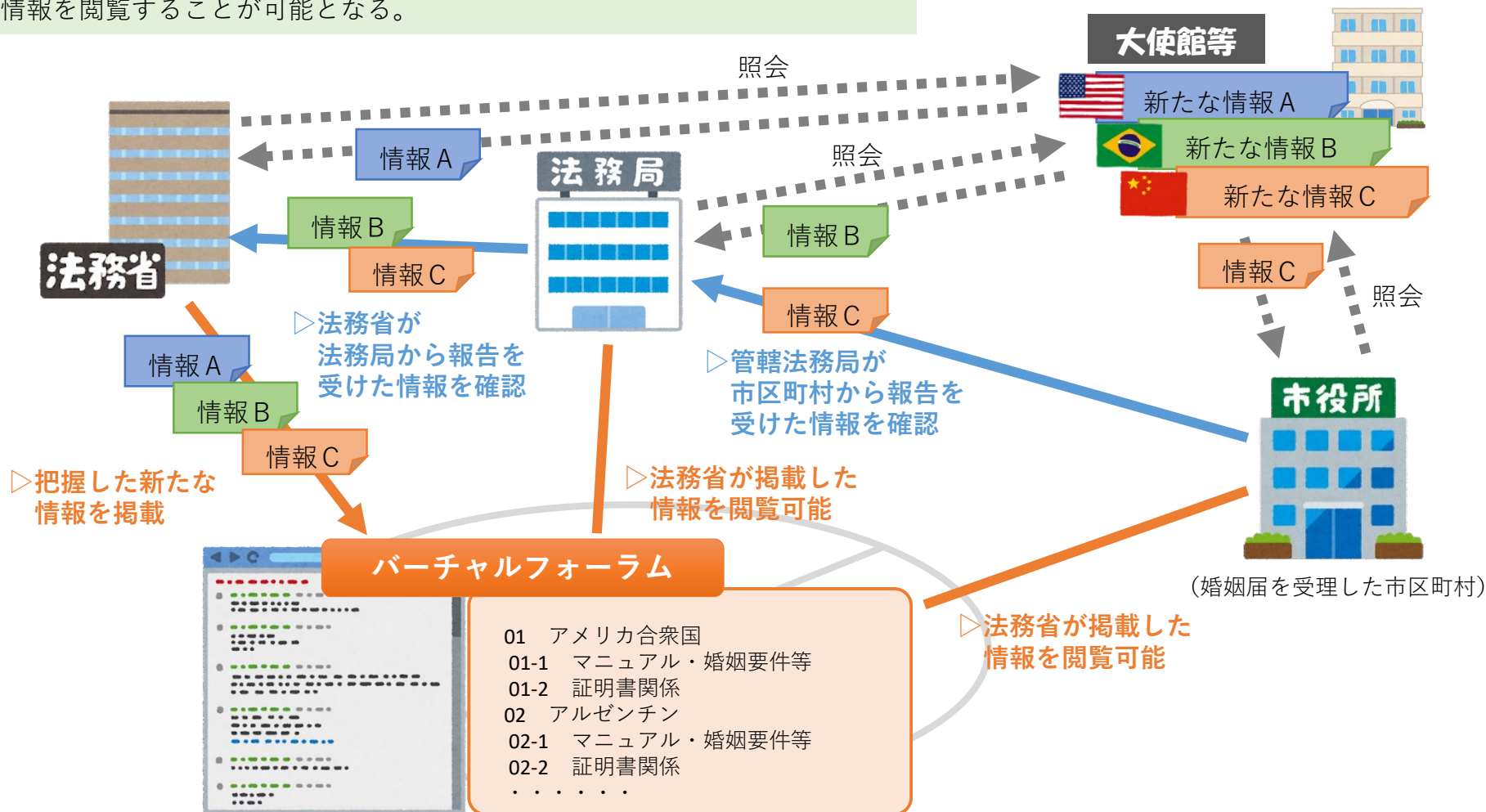
婚姻に関する証明書等及び外国法制に係る情報共有の仕組みについて

～政府共通NW/LGWAN掲示板システム・バーチャルフォーラムの活用～

令和4年7月25日時点

市区町村・法務局・法務省が大使館等から把握した新たな情報を「バーチャルフォーラム」を活用して共有する仕組みを構築する。

情報の掲載は法務省において行い、市区町村・法務局は、法務省が掲載した情報を閲覧することが可能となる。

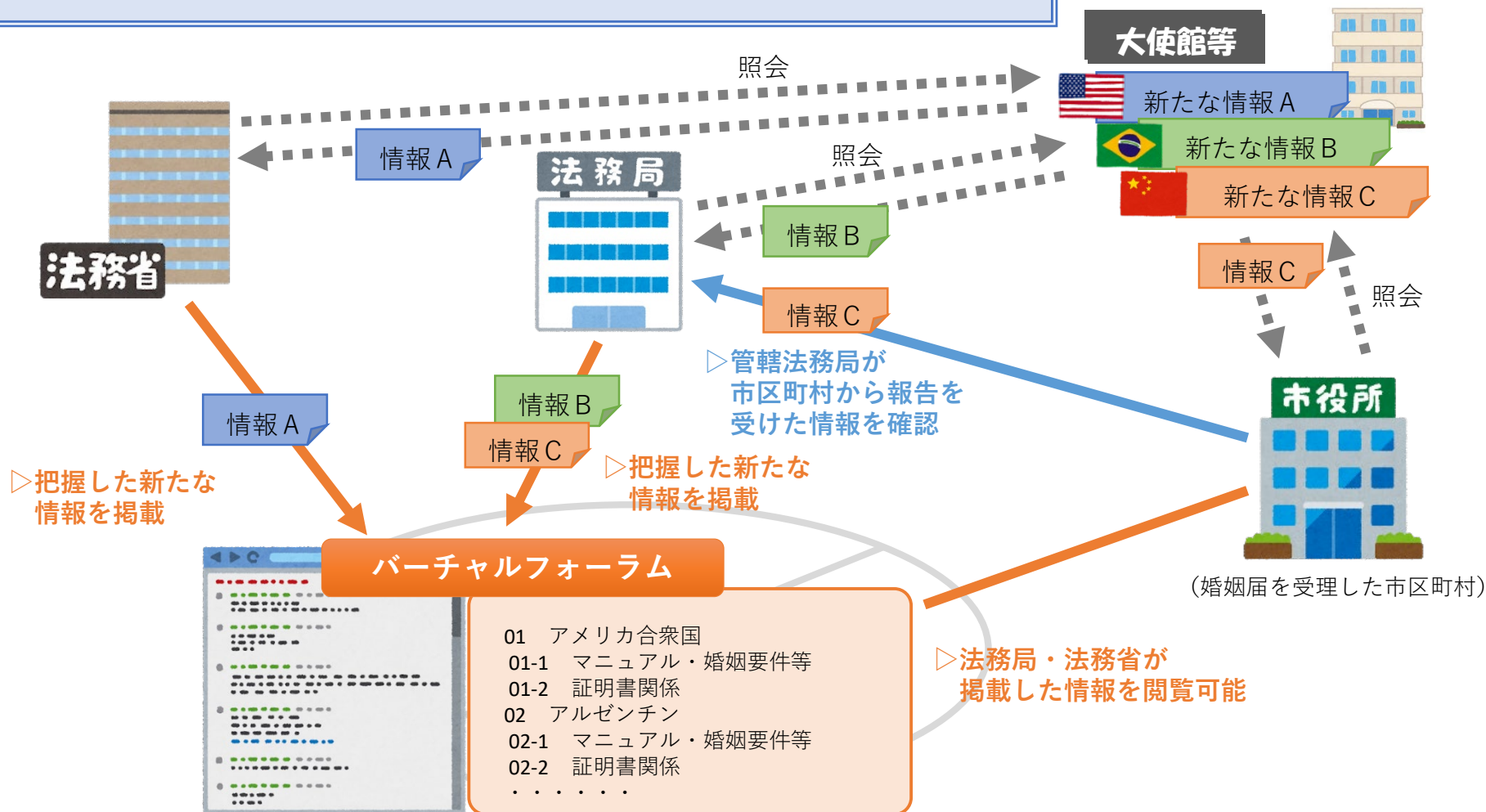


婚姻に関する証明書等及び外国法制に係る情報共有の仕組みについて

～政府共通NW/LGWAN掲示板システム・バーチャルフォーラムの活用～

共有された情報の量及び内容を踏まえ、法務局からも情報を掲載する運用とする。
順次対象の法務局を拡大し、情報共有のルールの見直しを行いつつ、令和4年中に法務局から定期的に情報の共有が行われる運用を開始する。

今後の運用方針



渉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する行政評価・監視－外国人の婚姻届を中心として－の 結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和2年11月～4年1月
- 2 対象機関 調査対象機関：法務省、法務局（16）
関連調査等対象機関：市区町村（48）

【勧告日及び勧告先】 令和4年1月28日 法務省

【回答年月日】 令和4年7月28日 法務省 ※ 改善状況は、令和4年7月25日現在

【調査の背景事情】

- 日本人と外国人、外国人同士の婚姻を日本で行う場合、市区町村において適用される外国法を確認するなどの審査を行う。
- 外国人の婚姻届の場合、本人の国籍によって適用される法律や必要書類が異なるため、日本人同士の婚姻に比べ、市区町村での説明や書類審査に多くの時間や労力が費やされている状況となっている。
- 我が国における在留外国人は増加傾向（平成13年12月：約178万人→令和元年12月：約293万人）にあり、市区町村への日本人と外国人又は外国人同士の婚姻の届出も増えていく可能性がある。
- この調査は、市区町村における外国人の婚姻届の受理状況や、法務局、地方法務局及びこれらの支局（以下「法務局」という。）への受理照会の状況等を調査し、日本人と外国人又は外国人同士の戸籍事務（渉外戸籍）に係る課題を整理したものである。

勧告事項	法務省が講じた改善措置状況
<p>1 市区町村、法務局及び法務省が把握した情報等を共有するルール・システムの構築等</p> <p>(1) 情報共有に係るルールの構築 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省は、市区町村、法務局及び法務省が駐日外国公館に問い合わせた結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻要件に係る外国の法制に関する新たな情報 ・ 外国官憲発給の証明書（婚姻要件具備証明書等）の真正性（様式、発給機関等）に関する新たな情報 <p>を入手した際に、全国の市区町村及び法務局とこれらの情報を共有するためのルールを構築すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 市区町村は、渉外的な婚姻の創設的婚姻届（注）が提出されると、届書及び添付書類を受領し、婚姻要件を満たしているかどうかについて審査の上、受理又は不受理決定を行っている。審査の手順は、当事者の国籍により対応が異なるが、大きな流れは次のとおりである。</p> <p>（注） 婚姻届には、創設的届出と報告的届出があり、創設的届出とは届出が受理されることによって一定の身分関係が形成され、又は戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）上の効力が発生するものをいい、報告的届出とは既に発生した事実又は法律関係についての届出を行うものをいう。</p> <p>ア 準拠法の決定</p> <p>法の適用に関する通則法（平成 18 年法律第 78 号。以下「通則法」という。）に基づき、当事者の国籍をパスポート等で確認し、どの国の法律を適用するのか決定する。</p> <p>イ 婚姻要件の審査</p> <p>当事者について適用される本国法に照らして、実質的婚姻要件を満たしているかどうかを審査するため、原則として、婚姻要件具備証明書（注）</p>	<p>法務省が講じた改善措置状況</p> <p>「婚姻に関する証明書等及び外国法制に係る情報の共有について」（令和 4 年 6 月 30 日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡）を発出し、法務局及び法務省が、市区町村からの報告や在日大使館及び領事館（以下「大使館等」という。）への問合せによって把握した、婚姻要件等に係る外国の法制や外国官憲発給の証明書の真正性に関する新たな情報について、「政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム」の「バーチャルフォーラム」（以下「バーチャルフォーラム」という。）を活用して、全国の市区町村、法務局及び法務省で共有するルールを構築した。</p> <p>下記の《構築したルール》による情報共有を開始するに当たり、法務省が、婚姻の届出事件数の多い法務局及び当該法務局管内の市区町村を対象として、婚姻要件等に係る外国の法制や外国官憲発給の証明書の真正性に関する情報を収集し、ほかの市区町村及び法務局に共有することが相当であると判断した情報を、初版としてバーチャルフォーラムに掲載した。その後、バーチャルフォーラムに掲載した情報の量及び内容を踏まえ、下記の《構築したルール》による情報共有を開始した。</p> <p>《構築したルール》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【情報共有の対象とする情報】</p> <p>婚姻要件等に係る外国の法制や外国官憲発給の証明書の真正性に関する新たな情報であって、以下により把握した情報とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村又は管轄法務局の戸籍事務の担当者において大使館等に確認した情報（届出人等が大使館等に確認した情報を間接的に入手した場合は含まない。） </div>

勸告事項	法務省が講じた改善措置状況
<p>を届書に添付することとされている（昭和24年5月30日付け民事甲第1264号民事局長回答）。</p> <p>（注）婚姻要件具備証明書とは、本国官憲が、本国法上の実質的成立要件を具備していることを証明した書面である。</p> <p>ウ 婚姻要件具備証明書の添付がない場合の対応</p> <p>婚姻要件具備証明書が発給されない国である場合又は当事者の事情により持参できない場合は、当事者の本国法の内容（婚姻の要件）を明らかにした上で、当事者が各要件を満たしているかどうかの審査を行うが、一般的には以下の書類の添付を求めることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出生証明書（婚姻年齢のほか、父母の氏名、本人特定のため） ・ 身分関係を証する書面（独身性等の確認のため） ・ 申述書（婚姻要件具備証明書を添付できない理由を記載） <p>エ 添付書類の真正性の確認</p> <p>市区町村は、提出された添付書類の真正性について、法務省からの通達・事務連絡、参考書籍、過去の届出実績等にて確認するほか、必要があれば駐日外国公館に問合せを行う。</p> <p>○ 上記アからエまでの手順において、市区町村は、届出人に適用される法律や必要な添付書類、その記載内容を法務省からの通達・事務連絡や参考書籍等を用いて確認を行い、さらに、必要に応じて当該市区町村役場の所在地を管轄する法務局（以下「管轄法務局」という。）へ照会を行う場合もある。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 市区町村が渉外的婚姻届を受理する過程で新たに入手した情報について、市区町村から法務局へ情報を共有するルール・システムがないため、市区町村限りで当該情報がとどまっている事例や、複数の市区町村から駐日外国公館に対し、同一の情報の事実確認を行っている事例がみられた。</p> <p>○ 法務局が市区町村から受けた照会を通じて把握した新たな情報について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アポステイーユ（注）付きの書面又は大使館等の認証がある書面が提出されたことにより取得した当該書面に関する情報 <p>（注）アポステイーユとは、外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ国際私法会議条約）により、公文書に付与し文書が真正であることを保証するものであり、一方締約国で作成され、ほかの締約国に提出される公文書について（同条約第1条）、外交又は領事機関による認証を全面的に廃止し、その認証を免除しようとするもの（同条約第2条）である。</p> <p>【情報共有の仕組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村 上記の情報を管轄法務局に報告する（毎月10日までに、前月末日までに把握した情報を報告）。 ・ 管轄法務局 市区町村から報告を受けた情報及び管轄法務局が直接把握した上記の情報について、汎用性の観点から、ほかの市区町村及び管轄法務局に共有することが相当であると判断したものを法務省に報告する（毎月末日までに、前月11日から当月10日までに把握した情報を報告）。 ・ 法務省 管轄法務局から報告を受けた情報や、法務省が外務省及び大使館等から直接把握した情報について、汎用性の観点から、ほかの市区町村及び管轄法務局に共有することが相当であると判断したものをバーチャルフォーラムに掲載する（毎月20日までに、前月末日までに把握した情報を掲載）。 <p>【情報共有の形式】</p> <p>国名、情報の種別、情報を取得した年月日、情報の把握方法・真正性の根拠、情報の内容を記載した様式に、証明書のサンプル等の資料を添付し、市区町村は管轄法務局に、管轄法務局は法務省にそれぞれ報告する。</p>

勧告事項	法務省が講じた改善措置状況
<p>て、法務局から法務省やほかの法務局へ情報を共有するルール・システムがないため、照会を受けた法務局限りで当該情報がとどまっている事例がみられた。</p>	<p>《今後の運用方針》</p> <p>当面の間、法務省のみバーチャルフォーラムに書き込み可能とし、市区町村及び管轄法務局は閲覧のみの運用とするが、今後、共有された情報の量及び内容を踏まえ、管轄法務局からも証明書等に係る新たな情報をバーチャルフォーラムに掲載する運用とする。順次対象の管轄法務局を拡大し、情報共有のルールの見直しを行いつつ、令和4年中に支局以外の管轄法務局から定期的にバーチャルフォーラムへの掲載が行われる運用を開始する。</p>
<p>(2) 統一的な処理方針等の提示 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>法務省は、市区町村から照会の多い事例に係る全国統一的な処理方針及び処理に長期間を要している事例に係る要因分析の結果を踏まえた処理方針を発出するほか、市区町村の事務処理や法務局の指示が異なる事例について統一的な見解を示すこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法務省は、戸籍事務に関して、全国統一的な処理・手続がなされるよう、市区町村に対し基準を定めることができるとされ、法務局は、市区町村に対し、必要があると認めるときは、助言、勧告、指示等を行うことができるとされている（戸籍法第3条第1項及び第2項）。 ○ 市区町村は、届書の受理に関して疑義が生じた場合、管轄法務局を経由して、法務大臣に指示を求める（照会する）ことができる（戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第82条）。照会がなされた場合、法務省又は法務局は、照会に対して回答（指示）を行う。 	<p>ネパール国の婚姻に関する涉外戸籍の事件について、市区町村から法務局に対し、婚姻要件具備証明書の添付のない場合の事務処理に関する受理照会が多数寄せられており、法務局に照会が多い要因を確認したところ、近年の法改正の内容が明確でなかったことが一因であると確認できた。これを踏まえ、「ネパール国新民法の施行による婚姻の実質的成立要件について」（令和4年6月23日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡）を発出し、ネパール国における婚姻規定の改正に伴う取扱いの変更点を市区町村及び法務局に周知した。</p> <p>外国の法制が不明である又は外国官憲の発給に係る証明書の真正性に疑義がある場合以外で、涉外戸籍に関する事件の処理に長期間（市区町村からの受理照会等からおおむね3か月以上）を要している事例を調査したところ、長期間を要することになった主な要因は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 書類に不備等があるため届出人に追完を求めたところ提出に期間を要したこと ② 関係機関への照会に対する回答に期間を要したこと <p>にあると判明した。</p>

勧告事項	法務省が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同一国の婚姻要件を確認する書類について、法務省から統一的な処理方針が示されていないため、法務局では、市区町村から同様の問合せを多数受けるものの、その都度、同様に回答している状況がみられた。 ○ 法務局が市区町村から受けた受理照会（注）の対応に長期間要しており、届出人に不都合が生じた事例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象とした 16 法務局が市区町村から受けた渉外的婚姻届に関する受理照会 181 件（平成 29 年 4 月から令和 2 年 10 月末までに回答した件数）のうち、受理照会から回答までに 100 日以上要した事例は 14 件あり、最も日数を要した事例で 528 日であった。 ・ 事例の中には、法務局から受理照会の回答を得るまでに長期間要したことが原因で、婚姻届の受理に時間を要したことから、出生した子への福祉サービスの提供が遅れた事例や届出人本人が帰国してしまった事例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> （注） 届書受領（受付）後、受否を決定することができない場合になされる照会を「受理照会」といい、一旦、受理決定したものの、戸籍の記載ができない等処理ができない場合になされる照会を「処理照会」という。 ○ 法務省から統一的な見解が示されていないため、同一国に係る事務処理が市区町村により異なる状況や、法務局及び法務省における情報共有が不十分であるため、同一国に係る市区町村の照会に関し、同一法務局管内での指示が異なる状況がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ペルー国籍の方の婚姻に当たり、適用する法律を確定させるための住所確認の手順について、法務省から統一的な見解が示されていないため、法務局によって指示の内容が異なっており、指示に従う市区町村の対応が異なる状況がみられた。 ・ ネパール国籍の方の婚姻に当たり、添付書類の真正性を確認するための認証の要否について、法務局及び法務省における情報共有が不十分であるため、管轄法務支局の指示と当該法務支局の上部組織である地方 	<p>今後は、外国の法制が不明である又は外国官憲の発給に係る証明書の真正性に疑義がある事件への対応については、バーチャルフォーラムを活用し、大使館等から把握した新たな情報を市区町村及び法務局と共有することによって、事件の処理にかかる時間の短縮を図っていく。</p> <p>ペルー人を当事者とする創設的婚姻届の処理については、勧告を踏まえ、「ペルー人を当事者とする創設的婚姻届の処理について」を令和 4 年 6 月 24 日に法務省民事局民事第一課補佐官名でグループウェア（法務局及び法務省間で連絡・情報共有が可能なシステム）へ掲載し、適用する法律を確定させるための住所確認を行う際、しつ皆的に ID カードの裏面を確認することが適当であるという見解を、法務局から市区町村に周知するとともに、ペルー人の本国法上、日本に住所を有すると認められる場合は、反致（注）が適用されるものとして、その婚姻要件について日本法を適用して差し支えないという見解が示された先例（平成 18 年 7 月 25 日付け法務省民一第 1690 号法務省民事局民事第一課長回答）の再周知を行った。</p> <p>（注） 通則法第 41 条は、当事者の本国法によるべき場合に、その国の法律に従えば日本の法律によることとなるときは、日本の法律によると規定している。例えば、婚姻の実質的成立要件は、各当事者の本国法による（通則法第 24 条第 1 項）が、当事者の本国の国際私法によれば、当事者の住所地法によるべきこととされており、しかも、事件本人が日本に住所を有しているときは、日本の法律によることとなる。これを反致という。</p> <p>ネパール人を当事者とする創設的婚姻届の審査については、勧告を踏まえ、「ネパール国新民法の施行による婚姻の実質的成立要件について」の発出と併せて、大使館等の認証がある書面が提出されている場合はこれを受理して差し支えないとする見解を、市区町村及び法務局に周知した。</p>

勧告事項	法務省が講じた改善措置状況
<p>務局及び管区法務局の指示の内容が異なっており、指示に従う市区町村の対応が異なる状況がみられた。</p>	
<p>(3) 情報共有が可能なシステムの構築 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省は、市区町村における審査の参考に資するよう、全国の市区町村、法務局及び法務省で速やかに情報共有が可能なシステムを構築し、ほかの市区町村において届出された類似事例に係る対応状況や駐日外国公館からの回答事項を参照できる環境を整備すること。</p> <p>なお、そのシステムの構築に当たっては、機能性や効率性などの観点から、実際に使用する市区町村の要望を踏まえたものとする。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法務省は、外国の法令改正・様式変更等について、外務省から情報提供があった場合には、通知等により法務局を通じて全国の市区町村に周知している。 ○ 市区町村が管轄法務局へ受理照会又は処理照会した事案で、管轄法務局で受理又は処理の可否が判断できず、法務省まで照会があった事案のうち、回答先市区町村以外の市区町村に対しても周知することが適当である事案については、戸籍誌に掲載し全国の市区町村に周知しているとしている。 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村が、渉外的婚姻届に関する相談を受けた際や、渉外的婚姻届の受理に必要な添付書類を確認する際、法務省から国別の婚姻要件や必要書類一覧が提供されていないため、短時間で正しい情報を確認することができないことが多く、相談者や届出人に速やかな対応ができない事例がみられた。 	<p>バーチャルフォーラムに全国の市区町村、法務局及び法務省で情報共有が可能なシステムを構築し、運用を開始した。</p> <p>また、市区町村における審査の参考に資する通知、事務連絡等の洗い出しを行っており、整理を終えた通知、事務連絡等については、令和4年7月にバーチャルフォーラムに掲載した。整理未了及び新たな通知、事務連絡等については、順次バーチャルフォーラムに掲載する予定である。</p> <p>バーチャルフォーラムを活用した情報共有の仕組みの運用開始1年後をめどに、情報共有に至るまでの期間、情報共有の形式、報告する情報の基準等について、課題の洗い出しを行う。基本的には、バーチャルフォーラムを継続利用する方向だが、デジタル庁によるバーチャルフォーラムの改修予定等を踏まえ、継続利用する上での課題の洗い出しも併せて行う。これらの課題を踏まえて、複数の市区町村において届出された類似事件に係る対応状況や大使館等からの回答事項について、汎用性の観点から共有することが相当であると判断したものを参照できる環境を整備する。</p> <p>上記の課題の洗い出しの中で、法務局を通じて市区町村から要望を確認し、システム（バーチャルフォーラム）の仕様の範囲内で可能な対応を行う。その際、要望を幅広く確認するため、市区町村の種類、規模等に偏りのないようにする。</p>

勧告事項	法務省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に、渉外戸籍の取扱実績が少ないことや、予算上の制約から参考書籍や検索ツールを十分に購入できない市区町村では、短時間で正しい情報を確認することができないことがあり、相談者や届出人に速やかな対応ができない実態が把握できた。 ○ 調査対象とした市区町村からは、市区町村が把握した各添付書類の発給状況や、様式変更の状況を市区町村の担当者が書き込むことにより、把握した情報を共有できるようなデータベース（掲示板のようなもの）を法務省が設けて運用してほしいとの要望が聴かれた。 	
<p>2 全国の法務局との連携 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>法務省は、現在一部の市区町村や法務局で作成、活用されている国ごとの婚姻要件や必要な添付書類などを示した渉外戸籍に関するマニュアル等について、全国の法務局との連携を図り、これらを収集し、分類整理した上で、定期的に全国の市区町村に共有すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法務省から国別の婚姻要件や必要書類一覧が提供されていないことから、一部の市区町村や法務局では、渉外戸籍に関するマニュアル等を独自に作成している一方、当該マニュアル等を市区町村、法務局及び法務省で共有する仕組みになっておらず、作成した市区町村や法務局の管内でマニュアル等がとどまっている状況がみられた。 ○ マニュアルには、国ごとに婚姻要件や必要な添付書類などが示されており、市区町村からは、特異なケースを除いて、適切に対応できているとの報告がある一方、市区町村単位でマニュアルを作成するには負担が大きいとする市区町村もみられた。 ○ 市区町村からは、国籍別の添付書類等の一覧が法務省から示されておら 	<p>令和4年2月中旬に、全国の法務局に対して独自に作成しているマニュアルの提出を依頼し、婚姻要件や必要な添付書類などについて、国ごとに整理したマニュアル等の資料を同月末までに8法務局から収集した。</p> <p>収集したマニュアルのうち、最も網羅的・汎用的な観点で整理されていた法務局のマニュアルを採用し、一部補完的にほかの法務局のマニュアルを参考にして取りまとめを行った。その上で、各法務局に意見照会を行い、38か国のマニュアルを令和4年6月にバーチャルフォーラムに掲載した。</p> <p>上記マニュアルについて、少なくとも年に1回程度更新し、市区町村に共有する。</p>

勧告事項	法務省が講じた改善措置状況
<p>ず、渉外的婚姻届の処理方針が分からないこともあるため、審査の参考となる外国法令、必要な添付書類やその様式等を国籍別に整理し、市区町村が検索可能な形でデータベース化し、共有してほしいとの要望や、過去に発出した通知、事務連絡を国ごとに整理してホームページ等で共有してほしいとの要望が聴かれた。</p>	